議第 421 号 東京都市計画公園の変更（勝島公園）および
議第 422 号 東京都市計画道路の変更（幹線街路補助線街路第１４５号線）

令和５年１０月１７日
第１７９回品川区都市計画審議会資料

【都市計画の種類】

□ 都市計画道路　・・・変更（品川区決定）

□ 都市計画公園　・・・変更（品川区決定）

【位置】

幹線街路補助線街路第１４５号線は、品川区八潮五丁目から品川区南大井一丁目に至る延長約１．５６キロメートルの路線である。

＜位置図＞

【変更の背景】

現在本路線（幹線街路補助線街路１４５号線）のうち、勝島二丁目の約２６０メートルの区間は、道路の整備が完了しているが、現道の道路区域と都市計画道路区域とが一致していない区間（事業実施済区間）となっている。

都内の都市計画道路は長期的な視点で都市計画決定されているため、その多くは事業着手までに期間を要し、都市計画法による建築制限が長期化している。このことを踏まえ、優先整備路線等を除く未着手路線について「整備すべきものは整備し、見直しすべきものは見直す」との考えに基づき検証を実施し、令和元年１１月に東京都と２３区２６市２町が協働で「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定した。

品川区内の路線についても検証を行い、現在の道路区域が都市計画道路区域と一致していない当区間について、「変更予定路線」と位置付けた。

このたび、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針に基づき、補助１４５号線を現道に合わせて変更する。

併せて、勝島三丁目、南大井一丁目に位置する新浜川橋について、橋梁機能の廃止に伴い橋詰が不要となっているため、都市計画変更を行うと共に、全路線において車線の数を決定することとなった。

補助第１４５号線の都市計画変更に伴い、現在道路として供用されており、都市計画道路への追加を予定している区域が都市計画公園（勝島公園）の区域に含まれているため、都市計画公園区域から削除する。

（参考）　都市計画道路の車線の数について（都市計画法の変遷）

平成 10 年　都市計画に定める事項に車線の数が追加

平成 24 年　車線の数の都市計画への記載が努力義務に変更

※ 東京都の方針として、車線の数は、他の都市計画に定める事項（区域等）の変更に合わせて記載していくこととしている

【補助１４５号線の都市計画変更範囲】

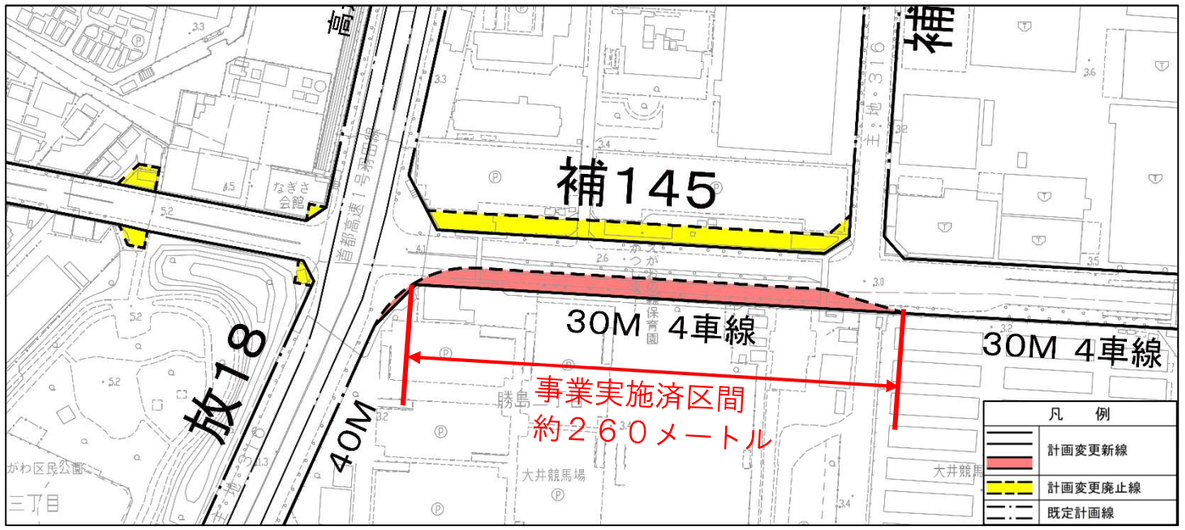

【勝島公園の都市計画変更範囲】

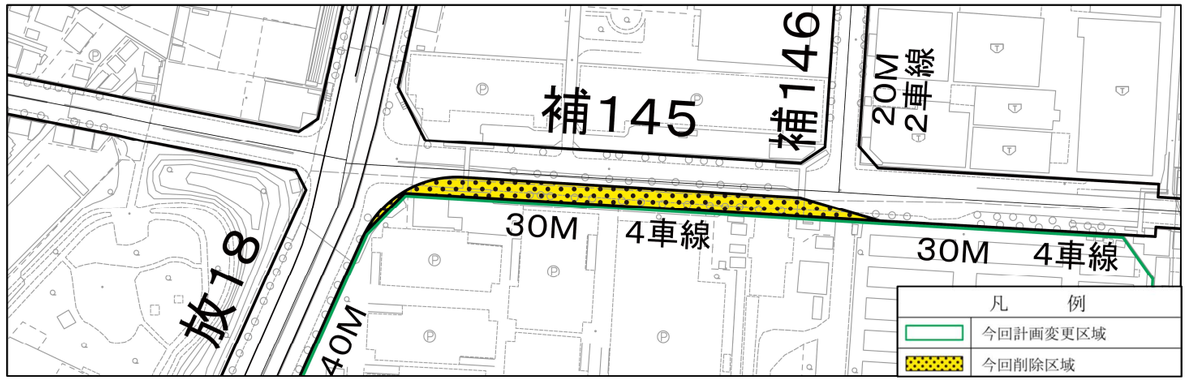

【都市計画手続きの経過と予定】

令和５年度

8 月 7、9 日	都市計画変更素案説明
9 月 14 月～28 日	都市計画案公告・縦覧
10 月 17 日	**品川区都市計画審議会**
12 月上旬	都市計画変更の決定・告示